

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

資料 2-7 中核市災害相互応援協定（中核市）

函 館 市	長	工 藤 壽 樹
旭 川 市	長	西 川 将 人
青 森 市	長	小 野 寺 晃 彦
八 戸 市	長	小 林 積 真
秋 田 市	長	穂 積 志
山 形 市	長	佐 藤 孝 弘
福 島 市	長	木 幡 浩
郡 山 市	長	品 川 萬 里
い わ き 市	長	清 水 敏 男
盛 岡 市	長	谷 藤 裕 明
宇 都 宮 市	長	佐 藤 栄 一
越 谷 市	長	高 橋 努
川 越 市	長	川 合 善 明
川 口 市	長	奥 戸 信 夫
船 橋 市	長	松 上 地 克 明
横 須 賀 市	長	高 橋 靖
水 戸 市	長	秋 山 浩 保
柏 市	長	山 本 龍 治
前 橋 市	長	富 岡 賢 志
高 崎 市	長	石 森 孝 雅
八 王 子 市	長	森 野 之 義
富 山 市	長	山 東 樋 口 雄 一
金 沢 市	長	福 井 府 野 久 雄
福 井 市	長	甲 府 野 市 正 直
甲 府 市	長	長 野 市 康 浩
岐 阜 市	長	岐 阜 市 剛 史
豊 橋 市	長	豊 橋 市 隆
岡 崎 市	長	岡 崎 市 桂 右
高 槻 市	長	高 槻 市 輔
枚 方 市	長	枚 方 市 二
八 尾 市	長	八 尾 市 和
寝 屋 川 市	長	寝 屋 川 市 義
吹 田 市	長	吹 田 市 義
東 大 阪 市	長	東 大 阪 市 義

資料 2-7 中核市災害相互応援協定（中核市）

姫路市	市長	清元秀泰
和歌山市	市長	尾花正啓
大津市	市長	佐藤健司
豊中市	市長	長内繁樹
明石市	市長	泉房穂
西宮市	市長	石井登志郎
奈良市	市長	仲川げん
尼崎市	市長	稲村和美
鳥取市	市長	深澤義彦
松江市	市長	松浦正敬
倉敷市	市長	伊藤香織
呉市	市長	新原芳明
福山市	市長	枝広直幹
下関市	市長	前田晋太郎
高松市	市長	大西秀人
松山市	市長	野志克仁
高知市	市長	岡崎誠也
長崎市	市長	田上富久
佐世保市	市長	朝長則男
大分市	市長	佐藤樹一郎
宮崎県	市長	戸敷正
鹿児島市	市長	下鶴隆央
久留米市	市長	大久保勉
那覇市	市長	城間幹子

協定締結権者

豊田 市

豊田 市長

太田 稔彦